

静岡県老人福祉施設協議会表彰要綱

制 定 昭和61年8月12日（昭和61年4月1日適用）

改 正 昭和63年12月1日

平成3年6月4日（平成3年3月31日適用）

平成5年6月3日

（趣旨）

第1条 この要綱は、多年にわたり老人福祉事業に貢献し、その業績が顕著な老人福祉施設（以下「施設」という。）の長及び職員並びに協力者及び団体に対し、その功績を顕彰して労苦に報いるとともに、老人福祉事業の進展に資するため必要な事項を定めるものとする。

（表彰の方法）

第2条 表彰は、毎年、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める「敬老の日」に、静岡県老人福祉施設協議会（以下「県老施協」という。）の会長名をもって、感謝状又は表彰状を贈呈して行う。

（表彰の対象者）

第3条 表彰の対象者は、次の各号に定めるところによる。

- （1）施設の長及び職員で、その功績が顕著なもの
- （2）老人福祉事業に対し功績顕著で、広く顕彰すべきもの

第4条 第2条に規定する感謝及び表彰の対象者の資格は、次のとおりとする。

- （1）施設の長への感謝は、5年以上施設の長として在職した場合
 - （2）施設の職員の表彰は、10年以上施設の職員として勤務し、年齢が40歳以上で成績が優秀な場合
 - （3）施設への協力者及び団体に対する感謝は、施設に奉仕、慰問（金品の寄贈を含む。）等協力した個人及び団体で、次に掲げる要件を満たした場合
 - ア 施設等において、すでに感謝の意を表したもののうち、特に功績が顕著で、県老施協の会長名をもって感謝を表する必要のあるもの
 - イ 県老施協理事会（以下「理事会」という。）において、推せんを受けたもの
- 2 感謝及び表彰の対象者の基準日は、毎年3月31日現在とする。
 - 3 感謝及び表彰の対象者が死亡したときは、その遺族に贈り追賞する。

(推せん)

第5条 第3条の規定に該当する表彰の対象者があるときは、次の推せん書に所要事項を記載し、所定の期日までに、県老施協の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 老人福祉施設永年在職施設長感謝状贈呈候補者推せん書 別紙様式第1号
- (2) 老人福祉施設永年勤続職員表彰候補者推せん書 別紙様式第2号
- (3) 老人福祉施設協力者（団体）感謝状贈呈候補者推せん書 別紙様式第3号

(決定)

第6条 会長は、前条の規定により提出された推せん書を、理事会に諮り決定する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年8月12日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年12月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前において、県老施協の表彰を受けたものは、この要綱による表彰を受けたものとみなし、重複して受けることはできない。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年6月4日から施行し、平成3年3月31日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年6月3日から施行する。